

# 令和6年度第二種奨学金（海外）在学採用 募集要項－海外の大学に在学中の方－

日本学生支援機構（以下「機構」という。）の奨学金制度は、勉学に励む意欲があり、またそれにふさわしい能力を持った学生・生徒が、経済的理由により修学をあきらめることのないよう支援することを目的として、国が実施する制度です。

第二種奨学金（海外）在学採用は、学位取得を目的として現在海外の大学に在学している人を対象とした、有利子の貸与型奨学金です。奨学金の貸与を希望する場合は、本募集要項及び「貸与奨学金案内」を読み、貸与奨学金の制度を十分に理解した上で、申込みから貸与・返還に至るまでの手続きを行ってください。

## 1. 申込資格

申込みにあたっては、以下の「申込資格」を確認してください。奨学生として採用後、万一、申込資格がないことが判明した場合は、その採用を取り消すとともに、振込済の奨学金全額を速やかに一括返金していただくことになります。

- (1) 学士号の学位取得を目的に海外大学又は海外短期大学に在学中の人で、人物、学力及び資質について当該在籍校の指導教員等からの推薦を受け、経済的理由により修学に困難があると認められる人。
- (2) 申込月において在籍校の残りの在籍期間（卒業（修了）予定月までの期間）が3か月以上あること。
- (3) 申込月において休学中又は留年中でないこと。  
※過去において休学期間又は留年期間があった場合、当該期間は奨学金の貸与対象外です。
- (4) 申込月において国内の学校に在籍していないこと。
- (5) 申込月において国内の奨学金の貸与を受けていないこと（重複貸与不可）。
- (6) 過去に貸与を受けた機構の奨学金について、以下（ア）～（エ）の状態にないこと。  
（ア）返還誓約書が未提出の場合、（イ）奨学金の返還を延滞している場合、  
（ウ）代位弁済済みの場合、（エ）債務整理中の場合  
※上記（ア）又は（イ）の状態にある場合は、新たに奨学金を申し込むためには速やかに必要な手続きを行うことが必要です。上記（ウ）又は（エ）の場合は、新たに奨学金を申し込む資格はありません。

- (7) 日本国籍又は下表の申込資格を満たす在留資格があること。  
※外国籍の人は下表のとおり在留資格等によっては申込みができない場合があります。申込みを行う際は、在留資格及び在留期限（在留期間の満了日）（法定特別永住者及び永住者の場合を除く）を申告し、申込み可能な在留資格であることの証明書を本機構へご提出ください。（※1）

国籍	在留資格（※2）	提出書類
日本国以外	法定特別永住者（※3） 永住者 日本人の配偶者等 永住者の配偶者等 定住者（※4）	⇒ 「在留カード」（コピー） ・「特別永住者証明書」（コピー） ・「住民票の写し」（原本） 等、在留資格・在留期間が明記されているもの（いずれか1点） ・「定住者」は、【様式M】在留資格「定住者」「家族滞在」に係る申告書
	家族滞在（※5）	⇒ 上記の書類に加えて ・「出入国記録の写し」（原本）（※6） ・【様式M】在留資格「定住者」「家族滞在」に係る申告書
	上記以外（留学等）	⇒ 申込資格がありません（※7）

- (※1) 申込日時時点で在留期間が経過している場合でも申込みはできますが、在留期間の延長が認められたことを証明する書類の提出が必要です。在留期間の延長が確認できるまで、貸与奨学生の選考・採用は保留（一定期間経過後は不採用）となります。  
なお、法定特別永住者又は永住者は、提出書類に在留期間が記載されている必要はありません。
- (※2) 在留資格は「出入国管理及び難民認定法」[昭和26年政令第319号]によるものです。
- (※3) 法定特別永住者は、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」(平成3年法律第71号)によるものです。
- (※4) 「定住者」について、将来永住する意思のない人は、貸与対象となりません。
- (※5) 「家族滞在」は、「日本の小学校等、中学校等及び高等学校等を卒業（修了）していること」又は、「小学校等を卒業する年齢の前に日本に入国したことがあり、日本の中学校等及び高等学校等を卒業していること」のいずれかに該当し、かつ、日本に定着して就労する意思がある者に限ります。
- (※6) ここでいう「出入国記録」は、小学校を卒業する年齢の前に日本に入国したことを証明する書類として、申込者が出入国在留管理庁に開示請求を行い取得した記録をいいます。
- (※7) 申込資格のない在留資格の者が「永住者」「定住者」への在留資格変更許可申請中の場合は、奨学金の貸与を受けることができません。

## 2. 選考基準（学力基準・家計基準）

第二種奨学金（海外）の申込者については、在籍校の指導教員等から推薦された人の「人物」「学力」「家計」について、機構の定める選考基準を満たすことを審査し、基準を満たす全員を奨学生として採用します。

### (1) 学力基準

次のいずれかに該当する人。

- ・特定の分野において、特に優れた資質能力を有すると認められること。
- ・海外の大学における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること。

### (2) 家計基準

生計維持者<sup>(注1)</sup>について、次の基準に該当する必要があります（該当しない人は採用されません）。

(注1) 父母がいる場合は、原則として父母（2名）が生計維持者になります。父母ともに同一生計の中にいる場合は、無収入であっても、父母ともに生計維持者として申告する必要があります。

奨学金	家計基準（※1）
第二種奨学金	生計維持者の貸与額算定基準額（※2）が381,500円以下であること

(※1) 収入については、申込月によって用いる住民税情報の年が異なります。

【第1～第5回（5月～9月）までの申込の方】は2022年（1月～12月）の収入に基づく2023年度住民税情報、  
【第6～第8回（10月～12月）までの申込の方】は2023年（1月～12月）の収入に基づく2024年度住民税情報により算出された貸与額算定基準額が上表に該当するか審査を行います。

(※2) 貸与額算定基準額は次の計算式により算出します（100円未満は切り捨て）。

$$\text{貸与額算定基準額}^{\star 1} = (\text{課税標準額}) \times 6\% - (\text{市町村民税調整控除額})^{\star 2} - (\text{多子控除})^{\star 3} - (\text{ひとり親控除})^{\star 4} - (\text{私立自宅外控除})^{\star 5}$$

★1 市町村民税所得割が非課税の人は、この計算式にかかわらず、貸与額算定基準額が0円となります。

★2 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、(市町村民税調整控除額)に3/4を乗じた額となります。

★3 生計維持者が2人を超える子どもを扶養している場合、2人を超える子ども1人につき40,000円を控除します。  
扶養している子どもの人数は住民税情報または申込書に記入の申告人数のうち、小さい人数を適用します。

(例) 生計維持者が「申込者」と「中学生の弟」、「小学生の妹」の3人を扶養している場合の控除額は、(3-2)人×40,000円=40,000円となります。

★4 ひとり親世帯に該当する場合に40,000円を控除します。

★5 在学採用の審査において、あなたが自宅外通学の場合に22,000円を控除します。

### 3. 貸与対象校（課程）

- 大学：正規の課程（学位※取得課程）に在籍していることが必要です。  
※Bachelor's Degree（学士号）
- 短期大学：短期大学を卒業（修了）後、1年以内に学士号取得を目的として、海外の大学に編入学を予定している場合に限りです。
- ファンデーションコース：日本との教育制度の違いから、大学入学前に留学生に対してファンデーションコースの修了が義務付けられている国（イギリス、オーストラリア、ニュージーランド、マルタ等）に留学している場合に限り、奨学金貸与の対象となります。なお、語学コース（ESL等）は奨学金対象の対象外です。
- TAFE（オーストラリア）：学士号を取得する場合には、大学相当として扱います。卒業後に海外の大学に編入学する場合は、短期大学相当として扱います。
- IBT（オーストラリア）：1年課程を修了すると提携大学の2年次に直接編入できる場合、大学課程の1年次に相当するため奨学金貸与の対象となります。

### 4. 入学時特別増額貸与奨学金の利用条件

入学時特別増額貸与奨学金は、日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）の「国の教育ローン」を申し込み、利用できない世帯の学生を対象とした奨学金です。

- \* 入学時特別増額貸与奨学金は、「入学年月」と「貸与を開始する年月（貸与始期）」が一致する場合に限り、申込みことができます。入学年月と貸与始期が相違する場合は、申し込みませんので、「申込書」の「(入学時特別増額貸与奨学金を) 希望しない」に○をつけてください。
- \* 「国の教育ローン」への申込が必要か否かについては、申込書類をご提出いただいた後、機構にて家計審査を行い、「国の教育ローンへの申込必要」と判定された場合は、国内連絡者へ連絡します。

#### 【「国の教育ローンの申込不要」と判定された場合】

追加提出書類は必要ありません。

初回振込時に貸与月額と合わせて一括して振り込まれます。

#### 【「国の教育ローンの申込必要」と判定された場合】

公庫の「国の教育ローン」を申し込む必要があります。その結果、融資が受けられないとの通知を公庫から受けた場合にのみ、下記の追加書類1)、2)を提出することにより、入学時特別増額貸与奨学金の貸与を受けることができます。

- 1) 「入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書」
- 2) 融資できない旨を記載した公庫発行の通知文のコピー

### 5. 保証制度

保証制度には、「機関保証制度」と「人的保証制度」の2つがあり、第二種奨学金（海外）の貸与を受けるには「機関保証制度」に加え、「人的保証制度」への両方の加入が必要となります。これらの保証を受けた場合でも、奨学金の貸与を受けた本人が奨学金の返還の義務を負うことになります。

①機関保証制度：保証機関の連帯保証を受ける制度です。

本機構が毎月の奨学金から保証料を差し引き、保証機関に支払います。

②人的保証制度：連帯保証人及び保証人を選任する制度です。

なお、奨学金の手続きは、すべて国内連絡者を通じて行います。国内連絡者には、原則として、人的保証において連帯保証人（原則として、父又は母）となる予定の人を選任してください。

## 6. 貸与始期／終期、貸与月額

### ●貸与始期

貸与始期は、入学日以降の月から2024年 4 月を限度として遡及して貸与開始が可能です。

※遡及月からの期間内に休学期間や留年期間がある場合、または成績証明書により成績不良であることが明らかな期間は貸与対象外になります。

申込月より後の貸与開始を希望する場合は、申込月から3か月以内の範囲で、貸与開始が可能です。ただし、2025年 4 月以降は選択できません。

### ●貸与終期

貸与終期は、在籍証明書に記載された卒業予定期（学期の最終授業／試験月）までとなります。ただし、卒業予定期の日付が1日付けの場合は、その前月となります。

### ●貸与月額：

貸与月額は、2万円～12万円の中から、1万円単位で選択します。貸与終了後における総返還額の返還計画を考えた上で、適切な貸与月額を選択してください。なお、毎月の振込額は、貸与月額から機関保証料月額を差し引かれた金額となります。

## 7. 申込方法

下記8. の提出書類を、下記9. の期限までに、下記1 2. の提出先まで送付してください。個人情報を含む書類のため、普通郵便ではなく必ず追跡可能な方法（簡易書留、EMS等）でお送りください。

## 8. 提出書類

提出書類の様式は、ホームページの「申込書類請求フォーム」から請求してください。

### 【全員提出が必要な書類】

- (1) 【様式A】 提出書類一覧表
- (2) 【様式B】 確認書兼個人情報取扱いに関する同意書
- (3) 【様式C】 申込みに係る重要事項確認
- (4) 【様式D】 奨学金振込口座届
- (5) 【様式E】 申込書
- (6) 【様式F】 留学計画書
- (7) 在籍証明書（コピー可）
- (8) 成績証明書（又は履修証明書）（コピー可）
- (9) アカデミックカレンダー
- (10) 【様式G】 推薦書
- (11) 【様式H】 収入関係証明書類提出台紙 ※申込回によって異なります。
- (12) 収入に関する証明書類 ※申込回によって異なります。
- (13) 戸籍抄本（外国籍の方は「(17)在留資格・在留期限に関する証明書類、(18) 【様式M】 在留資格「定住者」「家族滞在」に係る申告書」が必要です。）

### 【該当者のみ提出が必要な書類】

- (14) 海外居住者のための収入申告書 ※申込回によって異なります。
- (15) 【様式I】 年収等の実績計算書 ※申込回によって異なります。
- (16) 【様式L】 転職者に関する証明書 ※申込回によって異なります。
- (17) 在留資格・在留期限に関する証明書類
- (18) 【様式M】 在留資格「定住者」「家族滞在」に係る申告書

## 【入学時特別増額貸与奨学金の申込者のうち、家計判定により提出が必要となる書類】

(19) 【様式 J】 入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書

(20) 融資できない旨を記載した公庫発行の通知文のコピー

### 9. 申込期限及び初回奨学金交付

申込月	申込書類提出期限	初回奨学金交付日
第1回 (5月申込)	2024年5月10日 必着	2024年7月11日
第2回 (6月申込)	2024年6月10日 必着	2024年8月11日
第3回 (7月申込)	2024年7月10日 必着	2024年9月11日
第4回 (8月申込)	2024年8月10日 必着	2024年10月11日
第5回 (9月申込)	2024年9月10日 必着	2024年11月11日
第6回 (10月申込)	2024年10月10日 必着	2024年12月11日
第7回 (11月申込)	2024年11月10日 必着	2025年1月11日
第8回 (12月申込)	2024年12月10日 必着	2025年2月11日

※日本学生支援機構に書類が到着した日を「申込日」として扱います。

※書類提出期限は機構日必着です。書類提出期限が土日祝にあたる場合は、翌営業日となります。期限を過ぎた場合、申込月及び初回奨学金交付は次月以降になります。

※奨学金交付日が金融機関の休業日のときは、前営業日となります。

機構は提出書類を審査の上、採用の可否を決定します。採用となった場合は、申込月から2か月後に、奨学金が振込みされます (初回奨学金交付日)。審査結果は、初回奨学金交付月の初旬に、国内連絡者宛てに通知します。

提出書類に不備 (未記入の箇所や記入内容の誤り、未提出書類、提出書類の相違等) があった場合は、国内連絡者を通して照会を行います。期限内に提出しても、不備解消に時間を要すると、初回奨学金交付は次月以降になりますので、ご了承ください。

### 10. 安全管理について

留学に当たっては、外務省の「海外安全ホームページ」を活用し、留学先国・地域の安全情報を収集してください。

留学先国・地域全土において、外務省の「海外安全ホームページ」の「国・地域別海外安全情報」における「危険レベル」または「感染症危険レベル」がレベル3 (渡航中止勧告) 以上の場合には、奨学生としての採用は認められません。なお、オンライン授業をレベル3以上ではない国・地域で受講する場合は、所定の書式及び証明書を提出することにより、採用を認めることがあります。

留学中は、留学先大学が定める安全管理の方針に従うとともに、留学先国・地域又は留学先大学が指定する保険や海外旅行保険へ加入する、留学先国・地域の安全等に関する情報収集を行う等、各自で安全管理及び健康管理に努めてください。

また、旅券法第16条により、外国に住所又は居所を定めて3か月以上滞在する者は、その住所又は居所を管轄する日本の大使館又は総領事館 (在外公館) に「在留届」を提出するよう義務付けられていますので、必ず提出してください。

○外務省「海外安全ホームページ」<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

○外務省「在留届電子届出システム『ORRnet』」

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

○外務省海外旅行登録「たびレジ」<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

## 1 1. 第二種奨学金（海外）について（ホームページ）

日本学生支援機構のホームページにおいて、第二種奨学金（海外）について情報を掲載していますので、併せてご覧ください。

### ○第二種奨学金（海外）制度概要

ホーム > 奨学金 > 奨学金制度の種類と概要 > 海外留学のための貸与奨学金（返済必要）> 第二種奨学金（海外）> 第二種奨学金（海外）制度概要

[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kaigai/2shu\\_kaigai/about.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kaigai/2shu_kaigai/about.html)

## 1 2. 書類の提出先・問い合わせ先

〒104-8173 東京都中央区銀座 6-18-2

独立行政法人日本学生支援機構

貸与・給付部 特別採用課 海外貸与係

電話：03-6743-6040（平日 8 時 30 分～18 時 15 分）

FAX：03-6743-6671

※ 個人情報を含む書類のため、普通郵便ではなく必ず追跡可能な方法（簡易書留、EMS等）  
でお送りください。